

高福第251-1号
令和8年6月5日

各介護サービス事業所管理者 様

埼玉県福祉部地域包括ケア局長 内田 貴之

介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底について

令和8年6月1日、川口市において、介護支援専門員が利用者宅で殺傷されるという大変いたましい事件が発生いたしました。各事業所におかれましては、改めて、利用者の安全の確保に努めていただきますようお願いいたします。

また、この事件を受け、厚生労働省から別添のとおり事務連絡「介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底について」が発出されました。同事務連絡中の「1 介護サービス事業者による安全確保」に記載があります雇用管理上の必要な措置及び対応マニュアル等（下記の厚労省HP）を改めてご確認いただきますようお願いいたします。

なお、同事務連絡中の「2 対策実施のための国による支援」に基づき、県では訪問介護における複数人による訪問に係る支援の拡充を検討しており、その内容や申請方法等については、改めて御案内いたします。

また、県ホームページにおいても、介護従事者の安全確保・ハラスメント対策について案内しておりますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。

■厚労省ホームページ「介護現場におけるハラスメント対策」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

■県ホームページ「介護従事者の安全確保・ハラスメント対策」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/annzennkakuho.html>

■県庁所管課

・高齢者福祉課	施設・事業者指導担当	3 2 5 4
・地域包括ケア課	地域包括ケア担当	3 2 5 6
電話	0 4 8 - 8 3 0 - (各担当の番号)	